

一般競争入札方式に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、一般競争入札を次のとおり公告する。

令和 7 年 12 月 24 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 業務の事項

- (1) 業務名：公立大学法人沖縄県立芸術大学に係る土地及び建物の不動産鑑定業務
- (2) 業務場所：公立大学法人沖縄県立芸術大学
- (3) 業務概要：鑑定仕様書による。
- (4) 契約期間：契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで
- (5) 入札方式：一般競争入札（紙入札のみ）とする。

2 参加者に要求される資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団排除対策における排除対象者（以下ア～オ）に該当しないこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- (4) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条の規定に沖縄県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録された不動産鑑定業者であること。
- (5) 令和2年4月1日以降に契約履行が完了した国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体発注の土地及び建物における不動産鑑定業務の実績を有すること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 行政棟8階
沖縄県文化観光スポーツ部 文化振興課文化振興班
電話番号：098-866-2768 FAX番号：098-866-2122

(2) 入札説明書及び鑑定仕様書の交付方法等

ア 交付期間

令和7年12月24日（水）から令和8年1月7日（水）までの間、平日9時00分から17時00分まで（12時00分～13時00分までを除く）。

イ 交付方法

上記「(1) 担当部局」及び沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課ホームページにて交付する。

(3) 入札参加資格の確認申請等

ア 上記「2 参加者に要求される資格」に掲げる事項について、参加資格の有無の確認を行うので、本件入札への参加希望者は「入札参加資格審査申請書」に、必要な書類を添付し、下記の定めるところにより提出すること。

① 提出期間：令和7年12月24日（水）から令和8年1月7日（水）までの間、平日9時00分から17時00分まで（12時00分～13時00分までを除く）。

② 受付場所：上記「(1) 担当部局」

③ 提出方法：持参による。

④ 提出資料：入札説明書のとおり。

イ その他

① 資料等の作成に要する費用は、申請者が負担すること。

② 提出された書類を入札参加資格の確認以外には申請者に無断で使用しない。

③ 提出された書類は返却しない。

④ 提出期限後の書類の差し替え、再提出は認めない。

(1) 入札参加資格の確認等

ア 入札参加資格の確認結果について、各申請者に「入札参加資格確認通知書」により通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

(2) 入札日時等

ア 入札日時：令和8年1月16日（金）午後2時00分

イ 入札場所：沖縄県庁2階 文化観光スポーツ部会議室

ウ その他の入札参加資格の提出後、都合により入札を辞退する場合、入札締切日の前までに入札辞退届を提出すること。

(3) 入札、開札及び落札

ア 入札参加者は、仕様書に定める各項目に応じた合計額を契約希望金額とすること。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。入札の際は、封筒に入札書を同封すること。

イ 入札者は、提出済みの入札書の書き換え、引き換えまたは撤回をすることはできない。

ウ 予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

エ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

オ 委任状は必要な事項を記載し、委任者及び受任者記名押印のうえ封筒に入れて提出する。

4 その他留意事項

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。ただし、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、かつ、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合については、この限りでない。

(3) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、かつ、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を

全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合については、この限りでない。

(4) 関連情報の問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 行政棟8階

沖縄県文化観光スポーツ部 文化振興課文化振興班

電話番号：098-866-2768 FAX番号：098-866-2122

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) 入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。